

平成25年度補正特別事業(9億5千万円)

ガス導管経年劣化緊急対策事業のご案内

経済産業省

事業内容

「ガス導管経年劣化緊急対策事業」は、国が定めた保安上重要な建物のうち、特に優先度の高い建物に引き込まれているガス導管(経年埋設内管)の改善を推進することを目的として、改善工事(腐食のおそれのない管に取り替える工事)を行う方に対して、国が工事費の一部を補助するものです。

ガス管のうち、使用者の敷地内に設置されたもの(内管)は、使用者の資産です。したがって、古い内管の取替え工事等も使用者の費用負担により行う必要があります。

現在では法令やガス事業者の技術基準等により、土中に埋設される内管には腐食しにくい材質のものが使用されていますが、昭和50年代くらいまでに使用されていた管の中には、年数の経過とともに腐食が進行するおそれのある材質のものもありました。各都市ガス事業者では、これらのガス導管(経年埋設内管)の改善工事(腐食のおそれのない管に取り替える工事)を使用者の皆様にお勧めしておりますが、現在でも相当数の内管が未改善の状態が残っています。

国は平成15年度から保安上重要な建物における経年埋設内管の改善工事に対して補助を行っていますが、今回の「ガス導管経年劣化緊急対策事業」は、特に優先度の高い建物に対してより補助率を上げることで、改善をさらに進める*ことが期待されます。

※平成23年5月に国が策定した「ガス安全高度化計画」において、保安上重要な建物の経年埋設内管対策については、2015年度(平成27年度)までの完了を目指すこととしています。

1. どんな建物が対象となるの？

以下のいずれかに該当する建物が対象*となります。

- 特定地下街等
- 特定地下室等
- 超高層建物
- 高層建物
- 特定大規模建物
- 特定公共用建物
- 特定中規模建物
- 学校等(学校、専修学校、各種学校、保育所等のいずれか)

※建物区分に関する詳細の定義は「ガスを使用する建物ごとの区分を定める件(昭和60通商産業省告示第四百六十一号)第1条(平成7年通商産業省告示第百三号、及び平成9年通商産業省告示第八九号で改正)」によります。

2. どんな工事が対象となるの？

都市ガス（一般ガス事業および大口ガス事業）または簡易ガス用の導管であって、以下の1～2に該当する経年埋設内管の改善工事となります。

1. 内管の区分

土中に埋設された灯外内管。（使用最大流量16m³/hを超えるガスメーター下流側の土中に埋設された灯内内管も範囲に含めることができます。）

2. 内管の管種

改善前の原状の管が以下のいずれかのもの。

- a. 白ガス管
- b. 黒ガス管
- c. アスファルトジュート巻き管
- d. ねずみ鑄鉄管

3. どれくらい補助金が出るの？

改善工事に要する費用（最低限必要と認められる金額で、実際にガス事業者や工事業者に支払った金額。（消費税は除く。）のうち2分の1※（上限2000万円）が補助されます。

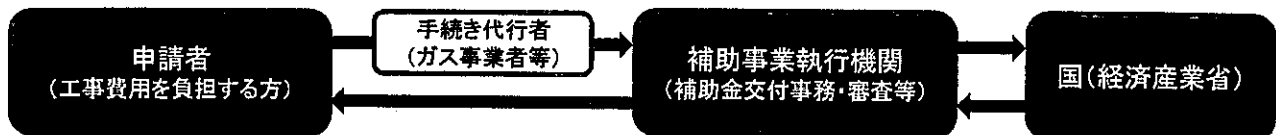
※保安上重要な建物で、今回の「ガス導管経年劣化緊急対策事業」の対象から外れる建物に対しては、従来通り、改善工事に要する費用のうち4分の1が補助されます。

4. 補助金は誰がもらえるの？

ガス管の所有者（≡建物の所有者または占有者）であって、工事の費用を負担する方。ただし、民間の法人、区分所有建物の管理組合、個人の、いずれかに限ります。（国の機関や地方自治体等、公の組織はこの補助金を受けられません。）

5. どうやって申し込めばいいの？

まずはご利用のガス事業者にご相談下さい。申請は補助金を受ける方もしくはガス事業者等が手続き代行者となり、国が定めた補助事業執行機関を通して申し込むことができます。



6. いつ申し込めばいいの？

公募開始日（平成26年3月予定）より、平成26年3月31日までです。改善工事（契約締結・工事・精算）も当該期間で行う必要があります。詳細につきましては、ご利用のガス事業者にお問い合わせください。

※公募〆切日は、翌年度への繰越しが決定され次第、平成27年1月31日（予定）まで延長する予定です。

事業の詳細及び概要については、下記までお問い合わせ下さい。

【お問い合わせ先】 経済産業省 商務流通保安グループ ガス安全室 担当：川原、堀越
電話：03-3501-4032（直通）

私立学校の敷地内に埋められている 古くなったガス管の交換には国の補助金 (工事費の1/2補助)がご利用できます！

□ 私立学校への補助金の概要

ガス導管
経年劣化検査等支援事業
(平成22～25年度)

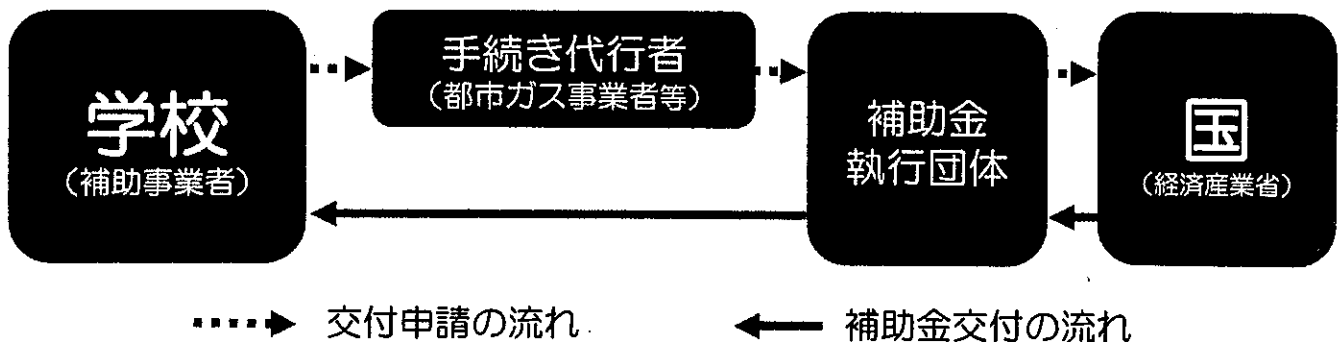
工事費全体の1/4補助

アップ

ガス導管劣化緊急対策事業
(平成25年度補正)

工事費の1/2補助

□ 補助金事業の流れ



□ ご利用に際して

- ガス管が補助金対象のガス管かどうかは、ご利用の都市ガス事業者にお問い合わせください。
- ガス管の敷設状況により工事費、工事期間は異なりますので、まずは、ご利用の都市ガス事業者にお問い合わせください。

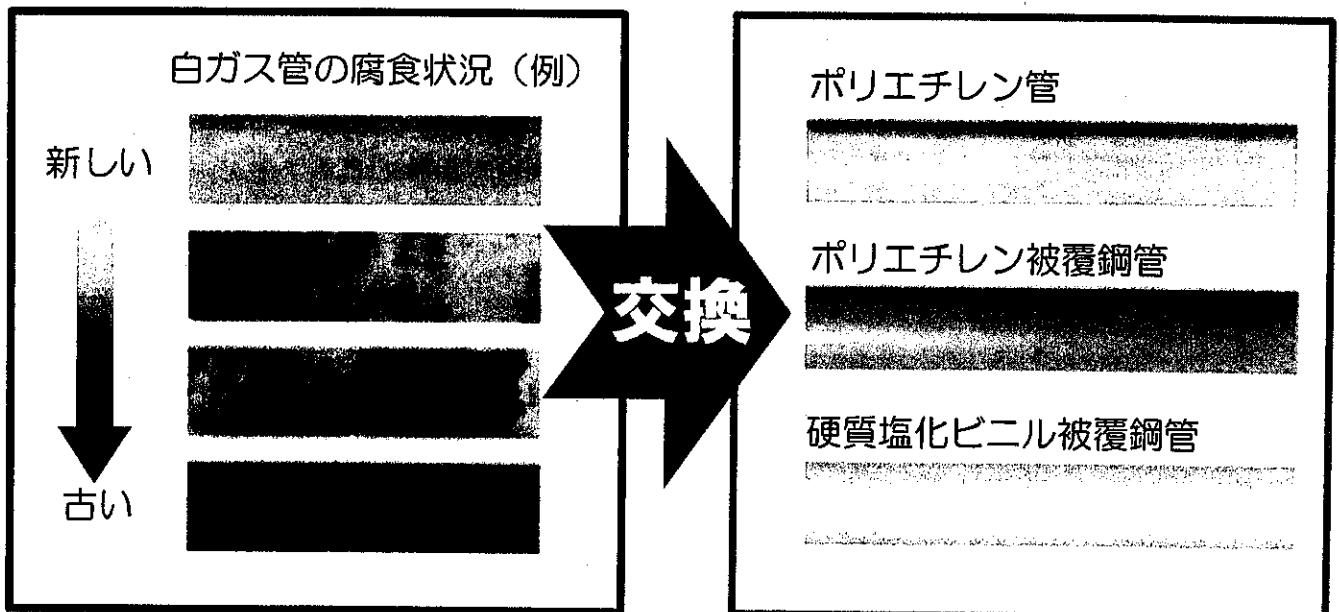
□ お問い合わせ先

経済産業省 商務流通保安グループガス安全室 担当:川原、堀越
TEL:03-3501-4032(直通)

私立学校の敷地内に埋められている古くなった「ガス管」は大丈夫ですか？

- ◆ 土の中に埋まっているガス管（亜鉛メッキ鋼管〔通称 白ガス管〕等）は、古くなって腐食が進むとガスが漏れる恐れがあります。
- ◆ 安心して都市ガスをご利用いただくために、経済産業省 平成25年度 補正予算「ガス導管経年劣化緊急対策事業補助金」などを活用して、腐食しないガス管へ交換しましょう。

- 目に見えない土の中で、ガス管の腐食が進行している可能性があります。
- 腐食に強いポリエチレン管などに交換しましょう。



- ガスくさいときは、すぐにガス事業者へ連絡を！

※ガスくさいときは、絶対に火気は使用しないでください。
※換気扇、電灯等のスイッチに絶対に手を触れないでください。

ガスを使用する建物ごとの区分を定める件（昭和60通商産業省告示第四百六十一号）第1条
（平成7年通商産業省告示第百三号、及び平成9年通商産業省告示第八九号で改正）

第1条 ガス事業法施行規則第106条第二号に規定する建物区分は、次の表の下欄に掲げるガスを使用する建物（一のガスメーターから二以上の建物にガスが供給される場合には、当該二以上の建物を一の建物とみなす。）ごとに、同表の上欄に掲げるとおりとする。ただし、同表の下欄において、その建物が二以上の用途に供される場合であつて、当該異なる二以上の用途のうち、一の用途で、当該一の用途に供される建物の部分とその管理についての権原、利用形態その他の状況により他の用途に供される建物の部分の従属的な部分を構成すると認められるものがあるときは、当該一の用途は、当該他の用途に含まれるものとする。

<p>一 特定地下街等</p>	<p>地下街（延べ面積が1,000m²以上のものに限る。）又は建築物の地階（地下街の各階を除く。）で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの（延べ面積が1,000m²以上で、次のイ又はロに該当するものが存し、かつ、この建築物の地階の床面積の合計が500m²以上のものに限る。）</p> <p>イ 次の(1)から(12)に掲げる用途（以下「特定用途」という。）のいずれかに供される建築物（以下「特定用途建築物」という。）の地階</p> <p>(1) 劇場、映画館、演芸場又は観覧場</p> <p>(2) 公会堂又は集会場</p> <p>(3) キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの</p> <p>(4) 遊技場又はダンスホール</p> <p>(5) 待合、料理店その他これらに類するもの</p> <p>(6) 飲食店</p> <p>(7) 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場</p> <p>(8) 旅館、ホテル又は宿泊所</p> <p>(9) 病院、診療所又は助産所</p> <p>(10) 老人福祉施設、有料老人ホーム、救護施設、更生施設、児童福祉施設（母子寮及び児童厚生施設を除く。）、身体障害者更生援護施設（身体障害者を収容するものに限る。）又は精神薄弱者援護施設</p> <p>(11) 幼稚園、盲学校、聾学校又は養護学校</p> <p>(12) 公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの</p> <p>ロ 二以上の用途に供される建築物であつて、当該建築物の中に特定用途のいずれかに該当する用途に供される部分が含まれている場合における当該二以上の用途に供される建築物（以下「特定複合用途建築物」という。）の地階のうち、特定用途に供される部分が存するもの（地階の面積の算定にあたっては特定用途に供される部分に限る。）</p>
<p>二 特定地下室等</p>	<p>特定用途建築物の地階で、床面積の合計が1,000m²以上のもの、又は特定複合用途建築物の地階のうち、床面積の合計が1,000m²以上で、かつ、特定用途に供される部分の床面積の合計が500m²以上のもの（前号に掲げるものを除く。）</p>
<p>三 超高層建物</p>	<p>高さが60mを超える建物（前二号に掲げるものを除く。）</p>
<p>四 高層建物</p>	<p>高さが31mを超える建物（第一号から第三号まで及び次号に掲げるものを除く。）</p>

<p>五 特定大規模建物</p>	<p>次のイからリに掲げる用途に供されるガスメーター（集中熱源方式による冷房、暖房、給湯又はこれらの組合せのいずれかの用に専用に供されるもの（以下「冷房等用ガスメーター」という。）を除く。）の号数を熱量46MJ/m³換算したもの（ガスメーターの個数が2以上の場合には、その号数の和を換算したもの。以下「換算号数」という。）が180以上の建物（第一号から第三号までに掲げるものを除く。）</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 劇場、映画館、演芸場又は観覧場 ロ 公会堂又は集会場 ハ キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの ニ 遊技場又はダンスホール ホ 待合、料理店その他これらに類するもの ヘ 飲食店 ト 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場 チ 旅館、ホテル又は宿泊所 リ 公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの
<p>六 特定中規模建物</p>	<p>前号のイからリに掲げる用途に供されるガスメーター（冷房等用ガスメーターを除く。）の換算号数が30以上の建物（第一号から第五号までに掲げるものを除く。）</p>
<p>七 特定公共用建物</p>	<p>次のイからハに掲げる用途に供されるガスメーター（冷房等用ガスメーターを除く。）の換算号数が30以上の建物（第一号から第六号までに掲げるものを除く。）</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 病院、診療所又は助産所 ロ 老人福祉施設、有料老人ホーム、救護施設、更生施設、児童福祉施設（母子寮及び児童厚生施設を除く。）、身体障害者更生援護施設（身体障害者を収容するものに限る。）又は精神薄弱者援護施設 ハ 幼稚園、盲学校、聾学校又は養護学校
<p>八 工業用建物</p>	<p>製品を製造又は加工するための用途に供されるガスメーター（冷房等用ガスメーターを除く。）の換算号数が90以上の建物（第一号から第七号までに掲げるものを除く。）</p>
<p>九 一般業務用建物</p>	<p>住居の用以外の用途に供されるガスメーター（冷房等用ガスメーターを除く。）が存する建物（第一号から第八号までに掲げるものを除く。）</p>
<p>十 一般集合住宅</p>	<p>ガスの使用者が2以上であつて、かつ、ガスメーターの個数が2以上の建物（第一号から第九号までに掲げるものを除く。）</p>
<p>十一 一般住宅</p>	<p>第一号から第十号までに掲げるもの以外の建物</p>